

## 燃料電池トラック燃料費支援事業実施要綱

(制定) 令和6年3月27日付5産労産新第471号

(改正) 令和6年12月5日付6産労産新第457号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大に向けて事業用の燃料電池トラックの普及を促進するために行う「燃料電池トラック燃料費支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池小型トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量2.5t以上8t未満の車両
- 二 燃料電池大型トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量8t以上の車両
- 三 燃料電池ごみ収集車導入自治体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、東京都内の特別区及び市町村であり、都が実施するZEVごみ収集車実装支援事業の実施自治体として選定され、都とZEVごみ収集車実装支援事業の実施に係る協定を締結した区市町村
- 四 国補助等 国その他の団体からの補助金

### (本事業の内容)

第3条 都は、燃料電池小型トラック及び燃料電池大型トラック（以下、総称して「FCトラック」という。）を導入している者に対し、FCトラックの運用に必要な燃料費の一部を助成する。

### (助成対象者)

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業
- 二 燃料電池ごみ収集車導入自治体
- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 五 法律により直接設立された法人
- 六 その他知事が認める者

（助成要件）

第5条 本助成金の助成対象者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 F Cトラックを導入し、運用していること。
- 二 前号のF Cトラックが、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあること。
- 三 利用可能な国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りではない。

（助成対象経費）

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が導入しているF Cトラックの運用に必要な燃料費の一部とする。

（助成対象期間）

第7条 本助成金の交付対象となる期間は、令和6年4月1日から令和13年3月31日までとする。

なお、本助成金の交付の申請は年度ごとに別に定めるとおり行うものとする。

（助成金額）

第8条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 水素燃料代実績（税抜）から水素充填量実績に軽油相当分単価を乗じた額を差し引いた額とする。

水素燃料代実績（税抜）－水素充填量実績×軽油相当分単価

- 二 前号の規定に関わらず、助成対象者が、助成対象経費について国補助等を併用し受ける場合においては、水素燃料代実績（税抜）から水素充填量実績に軽油相当分単価を乗じた額及び国補助等の金額を差し引いた額とする。

水素燃料代実績（税抜）－水素充填量実績×軽油相当分単価－国補助等の金額

- 三 前2号の軽油相当分単価は、燃料電池小型トラックと燃料電池大型トラックそれぞれについて、以下のとおり算出するものとする。

軽油相当分単価（円/kg）＝F Cトラックの燃費（km/kg）×軽油価格（円/ℓ）÷

F Cトラックと同等のディーゼルトラックの燃費 (km/l)

四 前3号の規定にかかわらず、助成金額の上限額は、燃料電池小型トラックは1台当たり690万円、燃料電池大型トラックは1台当たり2,200万円とする。

五 本助成金の軽油相当分単価と補助上限額については、毎年度見直しを行う。

(実施体制)

第9条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

一 第9条第2項の基金を原資として、第8条による助成金の交付等を行うこと。

二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

4 公社は、第9条第3項第一号を実施するにあたっては、あらかじめ都の承認を受けることとする。

(実施期間)

第10条 本助成金の交付申請期間は、令和6年度から令和12年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和13年度までに行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月27日付5産労産新第471号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月5日付6産労産新第457号）

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。